

国の資金配分の在り方について

1. 検証結果

○ 国の資金配分に関連する取組について、以下の通り検証できるのではないか。

※ ①は第1期、②は第2期、③は第3期、④は第4期基本計画の記載事項。
また、検証結果中、括弧内のページ番号は、資料3におけるページ番号。

(1) 競争的資金の規模、在り方

競争的資金の拡充①②③(②は倍増)、競争的資金の充実④
研究資金制度の多様性の確保①③④、経費の資金配分機関への移管③④、制度間の連携強化③④、制度の整理統合②④

(2) 競争的資金の制度改革

研究費制度の運用改善②③④

- ・審査結果の資源配分(事後評価等)への反映②③、公正で透明性の高い審査体制確立③、PO・PDの育成確保③④
- ・英語による申請可能化②、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)構築③、適切なエフォート管理③④、使用ルール統一化・簡素化・合理化④
- ・若手を対象とした研究費の拡充③、研究費における人材の育成や活用の重視③

研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費の手当として間接経費(30%程度)の措置②③④

(3) 基盤的経費の在り方

大学等、国立試験研究機関の基盤的資金の充実①、基盤的経費の在り方の検討②、公的研究機関の運営費交付金等の確実な措置③、大学における基盤的資金と競争的資金の有効な組み合わせの検討③、大学の基盤的経費の充実④

【検証結果】

- 競争的資金は、平成21年度まで大幅に拡大したが、それ以降は減少傾向。これは、平成22年度に、競争的資金制度の整理統合と要件の厳格化がなされ、「競争的資金」制度数が減少したことによる。なお、間接経費は、「競争的資金」に対して30%が措置されているが、間接経費の総額は減少していることが示唆される。【P57～60】
- 文部科学省における、大学等に対して配分する、競争的性格を有する経費(競争的経費)総額は、近年はほぼ横ばいで推移。【P61】
- 科研費や戦略創造事業については、基本計画期間中、継続的な増額傾向にあったが、近年これらの事業予算の伸びは止まっている。他方、平成25年度以降、SIPやImPACTといった事業が新たに開始。【P63～69】
- 競争的資金の制度改革に関しては、基金化(科研費)、直接経費の使途の柔軟化、機器の共同購入の可能化等の取組が進捗。また、主要な競争的資金は英語での申請が可能な状況。e-Radは平成20年1月に運用が開始され、エフォート管理等を実施。【P70～74】
- 競争的資金においては、平成23年度のアクションプランを受けて利用ルールの統一化が図られた。その一方で、例えば、人件費の支出に関して経費間でルールが異なっている等の状況が見られる。【P75,77】
- 国立大学、研究開発法人ともに、運営費交付金が減少している。【P47,78】

○ 科学技術イノベーションの障害となる問題点について、資金配分改革を通じて解決していくことが重要ではないか。具体的には、以下のような点が問題点として挙げられるのではないか。

＜主な問題点＞ ※第5回委員会までの検証結果や委員意見を踏まえて抽出

※ 括弧内のページ番号は、資料3におけるページ番号。

【研究の質に関する問題点】

- ・諸外国と比較して、研究領域の広がりが少ないなど、基礎研究の多様性に課題がある。【P82,83】
- ・国際共著論文が少なく、国際的な研究ネットワークに参画できていない傾向にある。【P84】
- ・近年、研究者の意識が短期指向、出口指向になりがちで、リスクを取らない研究が増えているとの指摘がある。

【研究費の評価の在り方に関する問題点】

- ・一部の競争的経費で採択率が非常に低く、過剰な競争が起こっているとの指摘がある。
- ・研究費が偏在化し、運営費交付金の減少とあいまって、地方大学が弱体化してきているとの指摘がある。【P85】

【研究費の成果利用や連携に関する問題点】

- ・研究費による研究成果が、企業のイノベーション活動において十分に活用できていないとの指摘がある。
- ・研究費間の連携が必ずしも十分ではない。【P86】

【研究時間の減少に関する問題点】

- ・大学教員の研究時間、特に若手教員の研究時間が減少している。【P87】
- ・競争的経費の申請・評価等のプロセスで、現場の研究者等が疲弊しているとの指摘がある。

【若手人材に関する問題点】

- ・若手研究者の多くが競争的経費を財源とする任期付き雇用で雇われており、キャリアパスが不透明である。【P88,89】
- ・若手研究者が競争的経費で雇用されていることが、研究者の自立の障害になっているとの指摘がある。【P90】

【資金配分全体に関する問題点】

- ・運営費交付金減少の影響もあり、大学や研究開発法人が本来的役割を発揮できていない。
- ・運営費交付金減少の影響もあり、システム改革系の事業について、事業終了後の定着が困難になりつつあるとの指摘がある。
- ・研究施設・設備の運転・維持費が十分で無く、有効に活用しきれていない、老朽化が進んでいる、といった指摘がある。

など

2. 今後の基本方針と具体的取組

- 今後も、大学や研究開発法人等の科学技術イノベーション活動を、運営費交付金をはじめとする「**基盤的経費**」と、研究等の多様性確保と競争的環境の形成に貢献する「**競争的経費**」との**デュアルサポート**で支えていくことが原則。
- 今後の具体的取組として、以下のようなものが考えられるのではないか。

① 大学及び研究開発法人が、**科学技術イノベーション振興の観点から、最大限の機能を発揮するために、基盤的経費を拡充する。**

【具体的取組(例)】

- A) 国立大学について、大学の機能強化の方向性に応じた、第3期中期目標期間中の運営費交付金の配分と評価の在り方を検討する。これらの在り方については、大学の機能に応じて、科学技術イノベーション振興の観点も含めて大学に求められる取組の実施状況と連動させることを検討する。その上で、国立大学法人運営費交付金を拡充する。
- B) 国立研究開発法人について、法人毎に定めるミッションの確実な達成とイノベーションハブとしての機能強化を図るために、運営費交付金を拡充する。

② **競争的経費**については、全ての経費を一括りで扱うのではなく、**研究開発の実施、システム改革の促進**といった**経費の主たる目的別に、今後の在り方を提示**していくことが重要ではないか。

③ 「**研究開発の実施**」を主たる目的とする経費(「**研究型**」経費)については、**経費の多様性は維持**しつつ、**リアモデルの限界、オープンイノベーションの進展**といった**社会経済の状況・変化**に応じた**改革・強化**を図る。

※ 研究は、研究者の内在的動機に基づく学術研究と、政策的要請に基づく研究の2分類があるが、いずれの研究であっても「研究者の自発性・独創性の担保による能力発揮」と「社会への貢献」の双方の観点が必要であることに留意して、各経費の制度設計がなされることが望ましい。

【具体的取組(例)】

- A) 間接経費の充実と改革
 - ・全ての「研究型」経費に間接経費30%の措置
 - ・大学・研究開発法人等の現状を踏まえた間接経費の措置の在り方の検討 等

【具体的取組(例)続き】

- B) 国の資金配分における「学術研究」や「基礎研究」への投資の重視
- C) イノベーションの源泉として、新たな「知」を創造する「科研費」の改革
 - ・科研費の基本的構造の見直し(審査分野、審査方式、審査体制の見直し)
 - ・優れた研究者の能力発揮・研究継続を目的とした改革
 - ・科研費を通じた国際共同研究推進、国際ネットワーク形成 等
- D) 新たな「知」を革新的技術シーズに転換する、戦略的な基礎研究(戦略的創造研究推進事業)の改革
 - ・エビデンスベースによる支援対象の策定手法の体系化、科研費との連携強化 等
- E) 研究情報・成果の一層の可視化、資金間の府省を越えたシームレスな連携(データベース構築など)
- F) 審査評価の在り方の改革
 - ・新たに改正された「研究及び開発に関する評価指針」の記載事項の実施の徹底
 - ・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用者ニーズに応じた持続的なシステム改善 等
- G) 研究費の一層の効果的・効率的利用の推進
 - ・府省を越えた研究費間の利用ルールの新なる統一化の推進
 - ・大学等における研究設備・機器の共用促進、研究費申請・採択における共用設備・機器の活用の要件化に関する新たな制度の検討 等

④ **「システム改革の促進」を主たる目的とする経費(「システム改革型」経費)については、事業目的の達成を担保できる仕組みを、事業の制度設計に内在化させた上で、必要な取組を推進する。**

本来、「システム改革型」経費は、事業期間終了後、継続のための新たな外部経費の措置なしに、事業目的が達成されることが前提。その前提を踏まえた上で、事業期間、予算規模、評価の仕組み等を設定しておくべき。例外的に、当面終期を定めることが困難な経費については、厳格な評価を定期的に行い、その継続の妥当性を判断すべき。

また、大学、研究開発法人等におけるシステム改革を進めるに当たっては、運営費交付金の評価の活用や、競争的経費の公募要件の設定等によって促進することも可能であり、当該手段の活用の検討を進めていく。

⑤ **「研究型」、「システム改革型」の両方の性格を併せ持った経費**については、③及び④で掲げた内容の双方を踏まえた上で推進する。

⑥ 全ての競争的経費について、若手人材育成(自立、ポストの確保)の観点からの工夫を図る。

【具体的取組(例)】

- A) 競争的経費における研究代表者本人への人件費支出の促進、必要となるルールを検討
(例えば、研究代表者への人件費支出について、エフォートに応じて競争的経費と基盤的経費の合算使用を可能とする など)
- B) 競争的経費の審査・評価における、雇用する若手人材の育成環境やキャリアパスの確保に対する観点の強化
- C) 競争的経費による大学等のシニア研究者の任期付き雇用の拡大、新たなキャリアパスへの挑戦促進
- D) 競争的経費で雇用するポスドクや博士課程学生の処遇の充実(博士課程学生について、RAにより生活費相当額を給付する など)
- E) テニュアトラック段階にある若手研究責任者(助教等)に対する研究費の充実